

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2) 大量保有報告書  
 【根拠条文】 法第27条の23第1項  
 【提出先】 関東財務局長  
 【氏名又は名称】(3) 弁護士 石塚洋之  
 長島・大野・常松法律事務所  
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル  
 【報告義務発生日】(4) 平成16年1月9日  
 【提出日】 平成16年1月19日  
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1  
 【提出形態】(5) その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	イーラックス株式会社
会社コード	店頭・証券コード 6811
上場・店頭の別	店頭
上場証券取引所	
本店所在地	東京都千代田区紀尾井町4番13号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	キョウト・キャピタル (Kyoto Capital)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 ピー・オー・ボックス2681GT、ハッチンズ・ドライブ、 クリケット・スクエア、センチュリー・ヤード、コダン・トラ スト・カンパニー・(ケイマン)・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】 該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2002年7月4日
代表者氏名	アンソニー・ジョルダーノ (Anthony Giordano)
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 福田政之 長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】(9)

純投資
-----

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C 3,500,000	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 3,500,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 3,500,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 3,500,000		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年1月9日現在)	S	60,815,875
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		5.44%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		-

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成16年1月9日	新株予約権付社債券	3,500,000	取得	100

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし
------

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	350,000
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	該当なし
取得資金合計(千円)(T+U+V)	350,000

②【借入金の内訳】 該当なし

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)

③【借入先の名称等】 該当なし

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地

以上

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Kyoto Capital, a corporation organized and existing under the laws of the Cayman Islands with its principal office at Codan Trust Company (Cayman) Limited, Century Yard, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681GT, George Town, Grand Cayman, British West Indies (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Hiroyuki Ishizuka and Masayuki Fukuda, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, each a resident of Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact, with full power of substitution and revocation, for the following purposes: to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") in connection with acquisition, holding and disposition of securities issued by e-LUX CORPORATION; and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate in relation to the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Anthony Giordano, this 16<sup>th</sup> day of January, 2004.

Kyoto Capital

By:



Name:

Title:

[訳 文]

委 任 状

ケイマン諸島法に準拠して設立され、存続し、英領西インド諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ピー・オー・ボックス2681GT、ハッチンズ・ドライブ、クリケット・スクエア、センチュリー・ヤード、コダン・トラスト・カンパニー・(ケイマン)・リミテッドに本店を有するキョウト・キャピタル(「当社」)は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在の長島・大野・常松法律事務所の弁護士であり、いずれも日本国の居住者である石塚洋之氏および福田政之氏を、復代理を選任した解任する完全な権限を有する、当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、イーラックス株式会社発行の証券の取得、保有および処分に関し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書(「報告書」)を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること及び報告書の提出に関して同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2004年1月16日、アンソニー・ジョルダーノをして本委任状に適法に署名せしめた。

キョウト・キャピタル

\_\_\_\_\_  
[署 名]

氏名：

肩書：

上記正訳致しました。

弁護士 石塚洋之

